

資産運用に関する規制動向

TOPICS
01

内閣官房 新戦略策定のための資産運用立国推進分科会（第1回）

- 2026年1月15日、高市早苗政権が設置した日本成長戦略会議のうち、金融分野の「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」の初会合が開催された。議題は、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた課題や地域金融力強化プランの推進の上の留意点。
- 企業の「稼ぐ力」向上、官民連携による成長資金供給、アセットオーナーの機能強化、決算開示の早期化、地域金融機関の非金融支援強化（DX・人材）などが論点となった。委員からは、コーポレートガバナンス・コードのプリンシプル化やスリム化、取締役会や社外取締役の機能強化、中小企業の会計情報の整備・事業承継支援、大学と地域プレーヤーとの連携強化など具体的提言が示され、これらを踏まえて金融戦略に反映していく方針が確認された。

TOPICS
02

投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について ～オルタナティブ投資に係る一部資産の投資に限定した FOFs への投資に係る一部解禁などに関する整備～

- 2026年2月13日、一般社団法人投資信託協会は、「投資信託等の運用に関する規則」および同細則の一部改正案を取りまとめ、公表のうえ意見募集（パブリックコメント）を開始した。
- 本改正案は、投資家への投資機会の拡充（特にオルタナティブ投資）と投資者保護の両立を図る観点から、オルタナティブ資産への投資に限り、従来制限のあったファンド・オブ・ファンズ（FOFs）への投資を一部例外的に認める枠組み等を整備する内容。併せて、FOFs 禁止に係る定義の明確化、MRF/MMF の取扱い整理、適格機関投資家私募に関する例外要件（デューデリジェンス等）の整備、外国投資信託証券の要件を「株式」基準から「議決権」基準へ整合させる見直し等を含む。
- 意見募集期間は2026年2月13日～3月13日17時。寄せられた意見を踏まえて修正要否を検討し、2026年4月開催予定の自主規制委員会・理事会での改正決定を目標としている。

TOPICS
03

金融庁「暗号資産交換業等におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（案）」公表

- 2026年2月10日、金融庁としては、暗号資産交換業者等のサイバーセキュリティをさらに強化するため、個別業者の自助の取組、業界全体の共助の取組を促すとともに、公助の観点から一定の支援策を講じることとし、取組方針として公表した。
- ①自助の着実な実施…各事業者のサイバーセキュリティ態勢について、重点的にモニタリングを行い、業界横断的に実態把握と分析を実施等、②共助の促進…自主規制機関に対して、サイバーセキュリティに関する自主規制の整備・会員への監査能力向上を図るべく、体制整備を奨励等、③公助の取組…国内外の暗号資産交換業者等への過去のサイバー攻撃事例の分析調査を実施等

（出所）新戦略策定のための資産運用立国推進分科会 | 内閣官房ホームページ (<https://www.cas.go.jp/>)、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について - オルタナティブ投資に係る一部資産の投資に限定した FOFs への投資に係る一部解禁などに関する整備 - 投資信託協会 (<https://www.toushin.or.jp/>)、「暗号資産交換業等におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（案）」の公表について：金融庁 (<https://www.fsa.go.jp/>)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年2月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／

一般社団法人第二種金融商品取引業協会